

浜 松 市 交 通 事 故 防 止 対 策 会 議 規 約

(名称)

第1条 本会議は、「浜松市交通事故防止対策会議」（以下「対策会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 道路交通における安全教育の実施を通じて、交通道德の高揚を期し、交通事故をなくす対策を強力に進めることを目的とする。

(事業)

第3条 対策会議は、次に掲げる事項について協議し方針を定め、関係機関及び団体の協力のもとに対策事業の推進を図るものとする。

- (1) 交通安全思想の普及徹底に関すること。
- (2) 道路交通秩序の維持に関すること。
- (3) 安全運転の確保に関すること。
- (4) 道路交通環境の整備に関すること。
- (5) 車両の安全性の確保に関すること。
- (6) その他、対策会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 対策会議は、会長、副会長2人、会議委員（以下「委員」という。）、監事及び幹事をもって組織する。

- 2 会長には市長を、副会長には市議会議長及び自治会連合会長の職にある者とする。
- 3 委員、監事及び幹事は、別表に掲げる職にある者とする。
- 4 会長は、対策会議の事務を総理し、対策会議を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が特に必要があると認めたときは、その1人が職務を代理する。
- 6 監事は、この会の会計及び業務の執行状況を監査する。

(対策会議の会議)

第5条 対策会議は、会長が委員を招集し、会議の議長となる。

- 2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 委員が対策会議に出席できない時は、あらかじめ文書または、その他の方法により委員が指名した者を代理委員として出席させることができる。
- 4 対策会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すると

ころによる。

(幹事会)

第6条 会長は、対策会議の職務を補佐するため必要に応じて幹事を招集し、幹事会を開くことができる。

2 幹事長は、浜松市土木部道路企画課交通安全対策担当課長の職にある者とする。

(支部)

第7条 会長は、浜松市内における交通安全対策を推進するため、支部を置く。

(部会)

第8条 会長は、対策会議に第3条に掲げる対策事業について、調査研究する部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 対策会議に事務局を設置する。

2 事務局は、浜松市土木部道路企画課に置き、事務局長には土木部道路企画課交通安全対策担当課長の職にある者とする。

(経費)

第10条 会議の運営に要する経費は、浜松市からの負担金、その他の収入をもって充てる。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、対策会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成25年7月4日から施行する。

(浜松市交通事故防止対策会議要綱の廃止)

浜松市交通事故防止対策会議要綱（昭和37年4月16日施行）は、浜松市交通安全対策会議規約の施行をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年8月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表

役職	職名
委員	国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所長
	中部運輸局静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所長
	浜松労働基準監督署長
	浜松市警察部長
	浜松中央警察署長
	浜松東警察署長
	浜松西警察署長
	浜北警察署長
	天竜警察署長
	細江警察署長
	浜松商工会議所会頭
	浜松市老人クラブ連合会長
	浜松ブラジル協会長
	交通安全協会浜松中央地区支部長
	交通安全協会浜松東地区支部長
	交通安全協会浜松西地区支部長
	交通安全協会浜北地区支部長
	交通安全協会天竜地区支部長
	交通安全協会水窪地区支部長
	交通安全協会細江地区支部長
	浜松中央地区安全運転管理協会会長
	浜松東地区安全運転管理協会会長
	浜松西地区安全運転管理協会会長
	浜北地区安全運転管理協会会長
	天竜地区安全運転管理協会会長
	細江地区安全運転管理協会会長
	浜松市副市長
	浜松市教育長
	浜松市土木部長
	浜松市都市整備部長
	浜松市こども家庭部長
	浜松市中央区長
	浜松市浜名区長
	浜松市天竜区長
	静岡県トラック協会西部支部長
	浜松市タクシー協会長
	静岡県バス協会長
監事	浜松市自治会連合会理事
	交通安全協会浜松中央地区支部事務局長

役職	職名
幹事	国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所道路管理第二課長
	中部運輸局静岡運輸支局浜松自動車検査登録 事務所首席運輸企画専門官
	高速道路交通警察隊浜北分駐隊長
	浜松市警察部庶務課長
	浜松中央警察署交通第一課長
	浜松東警察署交通課長
	浜松西警察署交通課長
	浜北警察署交通課長
	天竜警察署交通課長
	細江警察署交通課長
	浜松市自治会連合会生活部会委員
	浜松商工会議所総務企画部総務管理課長
	浜松市老人クラブ連合会交通安全担当
	交通安全協会浜松中央地区支部事務局長
	交通安全協会浜松東地区支部事務局長
	交通安全協会浜松西地区支部事務局長
	交通安全協会浜北地区支部事務局長
	交通安全協会天竜地区支部事務局長
	交通安全協会水窪地区支部事務局長
	交通安全協会細江地区支部事務局長
	浜松中央地区安全運転管理協会事務局長
	浜松東地区安全運転管理協会事務局長
	浜松西地区安全運転管理協会事務局長
	浜北地区安全運転管理協会事務局長
	天竜地区安全運転管理協会事務局長
	細江地区安全運転管理協会事務局長
	浜松市教育委員会健康安全課長
	浜松市道路企画課長
	浜松市道路企画課交通安全対策担当課長
	浜松市道路保全課長
	浜松市交通政策課長
	浜松市幼保運営課長
	浜松市中央区まちづくり推進課長
	浜松市東行政センター所長
	浜松市西行政センター所長
	浜松市南行政センター所長
	浜松市浜名区まちづくり推進課長
	浜松市北行政センター所長
	浜松市天竜区まちづくり推進課長
	総合自動車学校管理者
	浜松自動車学校管理者
	上池自動車学校管理者
	静岡県自動車学校浜松校管理者
	遠鉄自動車学校管理者
	静岡県セイブ自動車学校管理者